

資料 1

〔 令和 5 年 12 月 19 日
地 方 財 政 審 議 会 〕

地方税法第389条第1項第1号及び第2号の償却資産を指定する件の一部改正について

資料 1 - 1

地方税法第389条第1項第1号及び第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（総括）

区 分		第1号資産		第1号該当資産の計	第2号該当資産	合計
		船舶	船舶以外			
知事配分	改正前	192	93	285	442	727
	改正後	192	92	284	445	729
	増減	-	△1	△1	3	2
大臣配分	改正前	1,555	679	2,234	144	2,378
	改正後	1,573	684	2,257	146	2,403
	増減	18	5	23	2	25
計	改正前	1,747	772	2,519	586	3,105
	改正後	1,765	776	2,541	591	3,132
	増減	18	4	22	5	27

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数。

地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		令和5年 12月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計 (A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	船舶	192	8	8	-	192	-	新規指定8件（市町村申告から移行3件、買い受け4件、新造1件） 指定取消8件（国・公所有へ変更2件、海外へ売却2件、市町村申告へ移行2件、廃船1件、検査証書有効期限切れ1件）
	航空機	9	1	1	-	9	-	新規指定1件（買い受け） 指定取消1件（売却）
	鉄軌道（車両）	81	-	-	-	81	1	指定変更1件（所有者名変更）
	索道（搬器）	3	-	1	△1	2	1	指定取消1件（売却） 指定変更1件（所有者名変更）
知事配分 の計		285	9	10	△1	284	2	
大臣配分	船舶	1,555	49	31	18	1,573	8	新規指定49件（新造15件、市町村申告から移行20件、買い受け12件、申告漏れ2件） 指定取消31件（廃船2件、知事配分資産へ移行1件、市町村申告へ1件、海外へ売却27件） 指定変更8件（船名変更）
	航空機	620	14	9	5	625	-	新規指定14件（新規取得） 指定取消9件（除却4件、売却5件）
	鉄軌道（車両）	59	-	-	-	59	3	指定変更3件（使用者の変更）
大臣配分 の計		2,234	63	40	23	2,257	11	
合 計		2,519	72	50	22	2,541	13	

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数

地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		令和5年 12月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計 (A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	鉄軌道（車両を除く）	89	-	-	-	89	1	指定変更1件（所有者名変更）
	ガス	35	-	-	-	35	-	
	電気事業	120	6	1	5	125	2	新規指定6件（事業分割2件、新設4件） 指定取消1件（事業分割） 指定変更2件（所有者名変更1件、対象資産の変更1件）
	道路	8	-	-	-	8	-	
	電気通信	42	-	-	-	42	2	指定変更2件（所有者名変更1件、譲渡1件）
	天然ガス	20	-	-	-	20	-	
	水道・工業用水道	9	-	-	-	9	-	
	索道（搬器を除く）	3	-	1	△1	2	1	指定取消1件（売却） 指定変更1件（所有者名変更）
	送水管	4	-	-	-	4	-	
	原料運搬	2	-	-	-	2	-	
	その他	110	1	2	△1	109	2	新規指定1件（新設） 指定取消2件（所有者名変更1件、除却1件） 指定変更2件（所有者名変更）
知事配分 の計		442	7	4	3	445	8	
大臣配分	鉄軌道（車両を除く）	42	-	-	-	42	1	指定変更1件（使用者の変更）
	ガス	11	-	-	-	11	-	
	電気事業	32	2	-	2	34	-	新規指定2件（新設）
	道路	6	-	-	-	6	-	
	電気通信	18	-	-	-	18	1	指定変更1件（所有者変更）
	天然ガス	5	-	-	-	5	-	
	水道・工業用水道	1	-	-	-	1	-	
	その他	29	-	-	-	29	-	
大臣配分 の計		144	2	-	2	146	2	
合 計		586	9	4	5	591	10	

※単位：所有者数

資料 2

〔 令和 5 年 12 月 19 日 〕
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る令和元年度分(平成31年度分)から令和5年度分までの固定資産税の
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和5年12月修正分)

資料 2-1

総務大臣配分資産に係る令和元年度分(平成31年度分)から令和5年度分までの固定資産税の
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和5年12月修正分)(総括)

(単位：百万円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
R元 (H31)	0	0	5	△ 405	5	△ 405	△ 6
R2	0	0	97	△ 298	97	△ 298	△ 4
R3	0	0	70	1,071	70	1,071	15
R4	385	192	45	730	430	922	13
R5	326	163	165	410	491	573	8
計	711	356	381	1,509	1,092	1,865	26

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。